

タイ王国産マンゴウ生果実に関する植物検疫実施細則（昭和62年2月20日付け62農蚕第842号）一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号、以下「規則」という。）別表2の付表第17のタイ王国産ナンカンワン種、ナンドクマイ種、ピムセンダン種及びラッド種のマンゴウの生果実に係る植物検疫の実施については、平成5年1月27日農林水産省告示第82号（以下「告示」という。）に規定するもののほか、この細則に定めるところによる。</p>	<p>植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号）別表1の付表第17のタイ王国産ナンカンワン種、ナンドクマイ種、ピムセンダン種及びラッド種のマンゴウの生果実に係る植物検疫の実施については、平成5年1月27日農林水産省告示第82号（以下「告示」という。）に規定するもののほか、この細則に定めるところによる。</p>
<p>8 輸入検査</p> <p>(1)</p> <p>↳ [略]</p> <p>(3)</p> <p>(4) (1), (2) 及び (3) 以外の輸入検査の手続及び方法は、規則及び輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号）によるものとする。</p> <p>(5) [略]</p>	<p>8 輸入検査</p> <p>(1)</p> <p>↳ [略]</p> <p>(3)</p> <p>(4) (1), (2) 及び (3) 以外の輸入検査の手続及び方法は、植物防疫法施行規則及び輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号）によるものとする。</p> <p>(5) [略]</p>